

令和 7 年度宇城市飲用井戸等水質検査支援事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇城市の地下水汚染対策の推進を図り、安全な飲用水の確保による市民の健康を保持することを目的として、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「水道法」という。）の規制を受けない飲用井戸及び飲料水供給施設の水源井戸（以下「飲用井戸等」という。）の水質検査（以下「水質検査」という。）に要する費用の一部に対して、予算の範囲内で宇城市飲用井戸等水質検査支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇城市補助金等交付規則（平成 1 7 年宇城市規則第 4 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象水質検査)

第 2 条 補助金交付の対象となる水質検査は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「P F O S」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「P F O A」という。）の有無を 1 リットルあたり 5 ナノグラム以下の単位で確認できる検査であること。
 - (2) 水質検査を実施する機関は、水道法による登録を受けた水質検査機関（以下「登録検査機関」という。）であること。
- 2 補助対象とする水質検査は、飲用井戸等 1 井戸につき 1 回までとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 宇城市の住民基本台帳に記録されている者（以下「住基登録者」という。）で、宇城市内の飲用井戸等の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）。ただし、次に掲げる場合には、この限りではない。
 - ア 飲用井戸等の設置者等が住基登録者ではないが、該当する飲用井戸等が、住基登録者の居住する建築物で利用されている場合
 - イ その他、市長が特に検査が必要と認める飲用井戸等の場合
- (2) 飲用井戸等が設置されている敷地（一体的な利用に供される敷地及び建築物）に上水道配水管が敷設されておらず、地下水の他に飲料水の

確保が困難であること。

(3) 補助を受けようとする者が市税等の滞納がないこと。

(4) 水質検査を受けようとする飲用井戸等が、過去に本補助金による水質検査を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、第2条に要する費用（以下「検査費用」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、検査費用の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。）とし、3万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飲用井戸等水質検査支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないものとする。

(1) 検査費用が分かる見積書の写し

(2) 市税納税状況確認承諾書（様式第2号）又は市町村民税に関する未納がないことを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付申請期限)

第7条 前条の申請書及び添付書類の提出期限は、令和8年2月27日までとする。

(交付の決定)

第8条 第6条の規定による補助金の交付申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、飲用井戸等水質検査支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、適当でないと認めたときは飲用井戸等水質検査支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、水質検査の結果を確認した日から30日以内又は交付決定を受けた年度の3月27日（ただし、当日が休日又は祝日の場合は、その翌日とする。）の

いずれか早い日までに、飲用井戸等水質検査支援事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 検査費用が分かる領収証の写し
- (2) 登録検査機関が交付する計量証明書（検査結果）の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の確定）

第10条 前条の規定による実績報告書の提出があったときは、報告された内容を審査し、適当と認めたときは、飲用井戸等水質検査支援事業費補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による交付確定通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は、交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、飲用井戸等水質検査支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならないものとする。

（証拠書類の保管）

第12条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間とする。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助対象者としての要件を満たさなくなった場合
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月27日から施行する。